

インボイス制度について

第10回 買手側の留意点②～仕入明細書等～

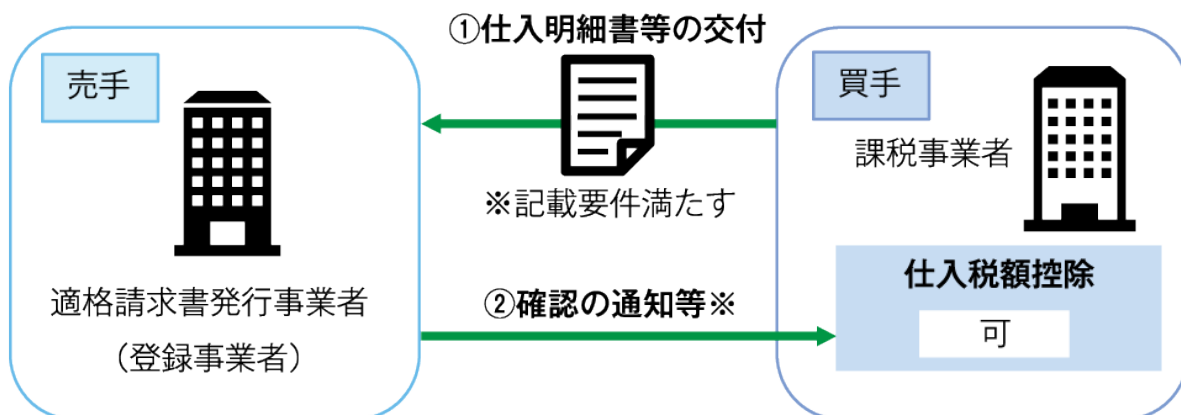


1. 仕入税額控除の対象となる仕入明細書等

(1) 概要

買手自らが作成した**仕入明細書等**で、その仕入明細書等が適格請求書（インボイス）の記載事項を満たすとともに、相手方（売手）の確認を受けたものを保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができる。

◆買手が仕入明細書等を作成・交付し、相手方（売手）の確認を受けた場合における仕入税額控除の適用



※仕入明細書等の記載事項が相手方（売手）に示され、その内容が確認されている実態にあることを含む（下記（2）参照）

(2) 仕入明細書等の相手方（売手）への確認方法

仕入明細書等は、記載事項を充足するだけでなく、相手方（売手）の確認を受けなければ仕入税額控除の適用を受けることができない。

相手方（売手）への確認方法として、例えば、次の方法が挙げられる。

【確認方法】

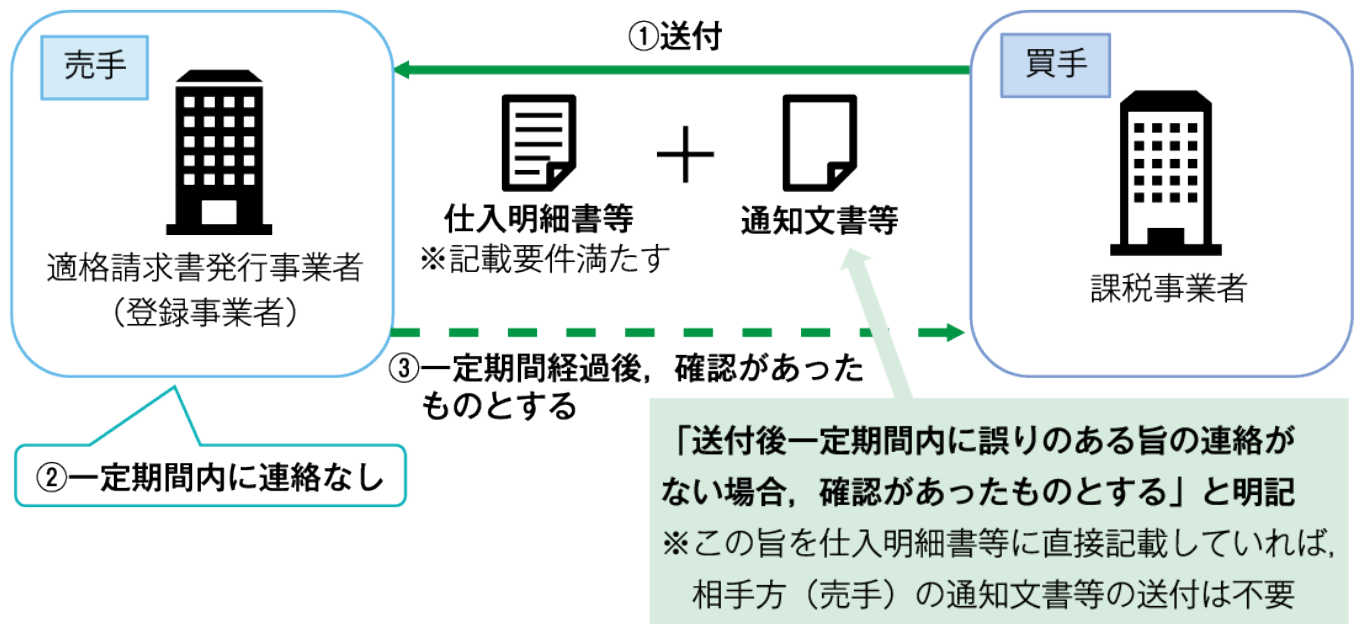
- ① 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方（売手）の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で自己の端末機から出力する方法
- ② 仕入明細書等の記載事項に係る電磁的記録を、インターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方（売手）へ提供し、相手方から確認の通知等を受ける方法
- ③ 仕入明細書等の写しを相手方（売手）に交付（又は電磁的記録を提供）した後、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には、記載内容のとおり確認があったものとする方法（事前にこの旨について基本契約等を締結）

★ポイント

【確認方法】③については、仕入明細書等の記載事項が相手方（売手）に示され、その内容が確認されている実態にあることが明らかであれば、相手方（売手）の確認を受けたことになる。

例えば、仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付、又は、文言を記載等して相手方（売手）に送付し、了承を得る方法でも相手方（売手）の確認を受けたことになる。

◆仕入明細書等の記載内容が相手方（売手）に確認されている実態があると認められる例



2. 仕入明細書等の記載事項

(1) 仕入明細書等の記載事項

仕入明細書等が記載要件を満たすには、一定事項の記載が必要となる（【記載事項】①～⑥）。

【記載事項】 仕入明細書等と適格請求書の記載事項の比較

仕入明細書等	適格請求書
① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称	[イ] 書類の交付を受ける事業者（買手）の氏名又は名称
② 課税仕入れの相手方（売手）の氏名又は名称及び 登録番号	[ロ] 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
③ 課税仕入れを行った年月日	[ハ] 課税資産の譲渡等を行った年月日
④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）	[ニ] 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び 適用税率	[ホ] 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び 適用税率
⑥ 税率ごとに区分した消費税額等	[ヘ] 税率ごとに区分した消費税額等

※ 下線部が、区分記載請求書等保存方式（令和5年9月30日まで）からの追加事項。

◆記載要件を満たす仕入明細書の記載例

仕入明細書

(株)〇〇御中
登録番号 T 12345...
XX年 11月 30日

△△商店(株)

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	りんご ※	5,400円
11/2	豚肉 ※	10,800円
11/2	ティッシュペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計（税込み）		131,200円
10%対象	88,000円	（消費税 8,000円）
8%対象	43,200円	（消費税 3,200円）

※印は軽減税率対象商品

記載事項①

記載事項③④

記載事項②

記載事項⑤

記載事項⑥

★ポイント

【記載事項】⑤「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」は、原則、税込金額となるが、「税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等」の記載があれば、その記載があるものとして取り扱われる。

(2) 適格請求書と仕入明細書等を一の書類で交付する場合

買手が行う商品の配送に係る配送料など、課税資産の譲渡等について対価を収受し、売上げとして計上している場合、その部分については、相手方（売手）の求めに応じて別途、適格請求書を交付する義務がある。

この場合、課税資産の譲渡等に係る適格請求書を仕入明細書等とは別に交付する、又は、仕入明細書等に、買手が収受する課税資産の譲渡等の対価に係る適格請求書の記載事項（上記2(1)の【記載事項】[イ]～[ハ]）を合わせて記載することにより1枚の書類で交付することができる。

◆適格請求書と仕入明細書を1枚の書類で交付する場合の記載例

仕入明細書		
(株)〇〇御中 登録番号 T12345...		XX年11月30日
株式会社△△ 登録番号 T12345...		
11月分 127,900円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	りんご ※	5,400円
11/2	豚肉 ※	10,800円
11/2	ティッシュペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
仕入金額合計(税込)		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税3,200円)
控除金額 (10%対象)	11月分 配送料	3,300円 (消費税300円)
支払金額合計(税込)		127,900円
※印は軽減税率対象商品		

記載事項②① (株)〇〇御中 登録番号 T12345...

記載事項①④ XX年11月30日

記載事項⑤⑥ 株式会社△△ 登録番号 T12345...

記載事項③④ 10%対象 88,000円 (消費税8,000円)
8%対象 43,200円 (消費税3,200円)

記載事項⑧⑨⑩⑪ 控除金額 (10%対象) 11月分 配送料 3,300円 (消費税300円)

☆留意点

「税率ごとに合計した課税仕入れに係る対価の額」や「税率ごとに区分した消費税額等」について、相殺後の金額のみの表示とすることはできない。

(3) 対価の返還等があった場合の仕入明細書等

対価の返還等（値引き・返品・割戻し等）が行われた場合、売手（適格請求書発行事業者）は、買手に対して**適格返還請求書（返還インボイス）**を交付しなければならない。

この点、買手が仕入税額控除のために作成・保存している仕入明細書等に、【適格返還請求書の記載事項】が記載されていれば、当事者間で売上げに係る対価の返還等の内容について確認されているため、売手は、改めて適格返還請求書を交付する必要はない。

【適格返還請求書の記載事項】

- [A] 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- [B] 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日
- [C] 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合、軽減対象資産の譲渡等である旨と資産の内容）
- [D] 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- [E] 売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

★ポイント

- 【適格返還請求書の記載事項】 [B]のうち、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」については、課税期間の範囲内における一定の期間の記載も認められる。例えば、月単位や「〇月～◎月分」という記載もできる。
- 仕入明細書等に適格返還請求書の記載事項を合わせて記載する場合、事業者ごとに継続適用を条件に相殺表示が可能となる。

具体的には、“課税仕入れに係る支払対価の額”から“売上げに係る対価の返還等の金額”を控除した金額と、その金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに仕入明細書等に記載することで、【適格返還請求書の記載事項】の[D]「売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」と[E]「売上げに係る対価の返還等の金額に係る税率ごとに区分した消費税額等」、仕入明細書等の記載事項である上記2(1)【記載事項】⑤「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」と⑥「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を満たすことになる。

◆支払通知書に適格返還請求書の記載事項を合わせて記載する場合の記載例

支払通知書		
株式会社△△ 11月分 支払金額合計 129,020円 (税込)		株式会社△△
日付	品名	金額
11/1	りんご※	5,400円
11/2	豚肉※	10,800円
11/2	ティッシュペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
11/12	割り箸【返品】(XX年9月仕入分)	▲1,100円
11/12	クッキー【返品】(XX年10月仕入分)※	▲1,080円
⋮	⋮	⋮
10%対象	仕入金額 88,000円 (消費税8,000円)	返品金額 ▲1,100円 (▲消費税100円)
8%対象	仕入金額 43,200円 (消費税3,200円)	返品金額 ▲1,080円 (▲消費税80円)

※印は軽減税率対象商品

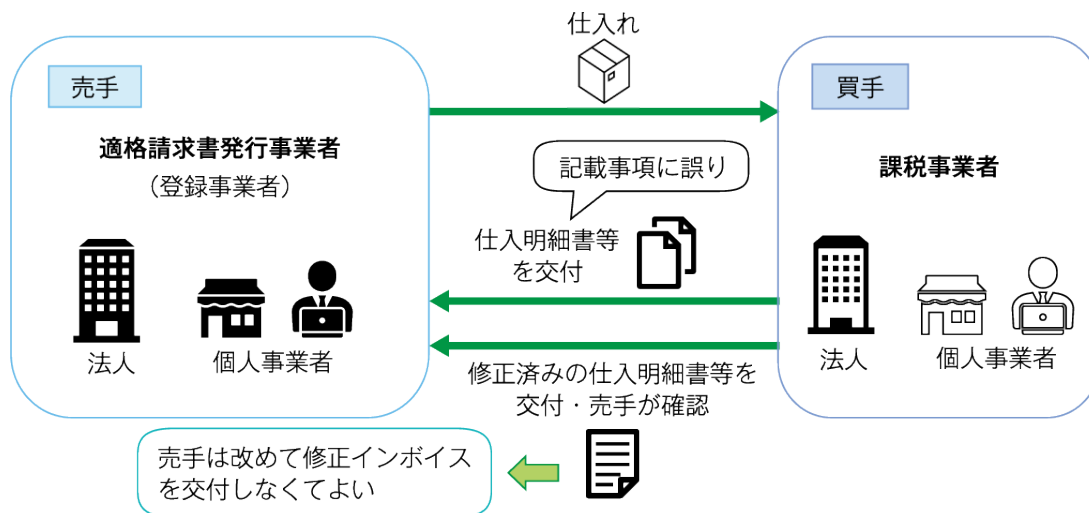
仕入金額から返品額を控除した金額を継続して記載していれば、相殺後の仕入金額を記載することも可能

(例)
10%対象 86,900円
(消費税 7,900円)
8%対象 42,120円
(消費税 3,120円)

実線部分は、適格返還請求書に必要な記載事項

(4) 仕入明細書等に誤りがあった場合の対応

買手が作成した仕入明細書等の記載事項に誤りがあった場合は、その誤りを修正した仕入明細書等を作成し、改めて相手方(売手)の確認を受けることが必要となる。



★ポイント

原則どおり売手から適格請求書等の交付を受けた買手は、その適格請求書等の記載事項に誤りがあった場合、売手に修正した適格請求書等の交付を求める必要がある。買手自らが追記、修正をすることはできない。

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年12月27日(No.3685)より一部抜粋しております。